

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年6月5日付けで行った保護廃止時期を同月1日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

「意味不明」及び、「魑魅魍魎」の為

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 30 年 4 月 18 日	諮問
平成 30 年 6 月 14 日	審議（第 22 回第 1 部会）
平成 30 年 7 月 17 日	審議（第 23 回第 1 部会）
平成 30 年 8 月 20 日	審議（第 24 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 19 条 1 項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（平成 16 年 3 月 18 日大阪地方裁判所判決（判例地方自治 264 号 91 頁）参照）。

- (2) 法 26 条によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないとされている。
- (3) 法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事

務所長にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

- 2 これを本件についてみると、請求人は、転居先住宅の平成29年4月分使用料の領収証書を添付して、「アパート転宅のための一時金支給を申請します。」と記載された平成29年4月1日付け一時金支給申請書を、処分庁に提出（処分庁は同年5月8日收受）しており、処分庁に対して、同年4月1日付けで宿泊所から転居先住宅に転居したことを届け出たものと解せなくもないところ、同年5月8日以降、そのことを確認しようとした担当者からの連絡要請に応じず、指定日に担当者が宿泊所及び転居先住宅を訪問した際も不在であり、同年4月1日以降の自らの居所を処分庁に明らかにしなかったことが認められる。

一方で、担当者は、同年5月25日、転居先住宅の管理運営を行っている東京都住宅供給公社に架電し、請求人が、同年4月から同住宅（〇〇区内の都営住宅）の使用を開始していることを確認したことが認められる。

そして、請求人は、同年5月31日に宿泊所を退所していることが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人の居所は〇〇区内にあり、〇〇区福祉事務所が手配した宿泊所又は同事務所の所管区域内に現在地又は居住地を有するとは認められないとして、平成29年6月1日を廃止日として請求人に対する保護を廃止した本件処分は、違法又は不当なものとは認められない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹